

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童福祉法	法令番号	昭和22年164号
不利益処分の種類	補助金の返還命令	根拠条項	第56条の3
処分基準	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） 児童福祉法施行令（昭和23年3月31日法律第74号） 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号） 児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号） 佐賀県補助金等交付規則 佐賀県社会福祉施設等整備費（施設整備費及び設備整備費）負担（補助）交付要綱 等の規定に反する（満たさない）とき		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども家庭課	交付機関 こども家庭課
		目次 No.	8